

グリーン社会小委員会－輸送事業者判断基準検討－ の開催について

令和 4 年 8 月
国土交通省

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号。）において、平成 1 8 年度より輸送事業者に係る規制が導入された。国土交通省は、同法に基づき輸送事業者が取り組むべきエネルギーの使用の合理化（省エネ）の取組を実施する際の目安となるべき判断基準として輸送事業者の判断基準を定め、当該基準に沿った省エネに資する取組を求めてきた。

他方で、本年 5 月 2 0 日に公布された、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 6 号。以下「改正法」という。）により、輸送事業者において非化石エネルギーへの転換に向けた取組等が新たに求められることとなる。このため、改正法の施行に向けて輸送事業者において取組を実施する際の目安となるべき判断基準等の整備を行う必要がある。

そこで、交通政策審議会交通体系分科会環境部会グリーン社会小委員会において、判断基準等の策定に向けた調査審議を行う。

交通政策審議会交通体系分科会環境部会
グリーン社会小委員会運営規則（案）

交通政策審議会交通体系分科会環境部会輸送事業者グリーン社会小委員会の運営については、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則に規定するもののほか、次によるものとする。

- 1 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。
- 2 その他、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が随時定める。

附則

本規則は、令和4年8月10日から施行する。

(参考)

交通政策審議会交通体系分科会環境部会
グリーン社会小委員会の設置について

令和3年2月12日
交通政策審議会交通体系分科会環境部会長決定

2050年カーボンニュートラルの実現、気候危機への対応など、グリーン社会の実現に貢献するため、我が国のCO₂排出量の約5割を占める運輸、家庭・業務部門の脱炭素化等に向けた地球温暖化緩和策、気候変動適応策等に戦略的に取り組む国土交通省の環境分野での施策・プロジェクトのとりまとめに向けた調査審議を行うため、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則(平成18年12月21日)第1条の規定により、グリーン社会小委員会を設置する。

グリーン社会小委員会の運営については、交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則の定めによるほか、議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定めるものとする。

(参考)交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第1条 環境部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(交通政策審議会交通体系分科会運営規則第2条第2項の「委員等」をいう。以下同じ。)は、環境部会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を環境部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(参考)交通政策審議会運営規則(抄)

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

交通政策審議会交通体系分科会環境部会「グリーン社会小委員会」

委員名簿

(令和4年8月10日時点)

(五十音順・敬称略)

- 塩路 昌宏 京都大学名誉教授
- 二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授
- 村山 英晶 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
- 屋井 鉄雄 東京工業大学副学長、環境・社会理工学院教授
- 山戸 昌子 トヨタ自動車(株) CN 先行開発センター 環境エンジニアリング部 部長

○委員長